



総合型地域スポーツクラブ なかよしクラブがスタート



設立総会であいさつする塚本会長

なかよしクラブ設立総会

三好町で初の誕生となる総合型地域スポーツクラブ「なかよしクラブ」が、6月19日に設立されました。

中央公民館で開催された設立総会では、関連団体の代表者やなかよしクラブ登録指導者など230人が参加。クラブの会長に塚本隆敏さん、クラブマネージャーに坂元亨文さんが選任されました。総会後には、NPO法人ソシオ成若スポーツクラブの榎原孝彦さんによる、総合型地域スポーツクラブの先進地の現状を踏まえたクラブの必要性や方向性などについて記念講演が行われました。

クラブの活動内容

なかよしクラブの基本理念は「クラブ活動を通じた仲間づくり」「皆さんの自主的活動を通じた地域づくり」「スポーツ活動を通じた健康づくり」の4つです。子どもからお年寄りまで、誰でも気軽にスポーツに親しみ、交流することができる場をつくっていきます。

なかよしクラブでは、7月3日（土）から9月26日（日）まで、皆さんにクラブの楽しさを知ってもらおうと「ソフトバレーボール」や「レクリエーション」「3B体操や健康体操などの燃焼系ダンス」など9種類の体験講座を、そして8月1日（日）には、三好中学校で「なかよしクラブスポーツフェスティバル」を開催します。さまざまな種目を気軽に楽しむことができ、家族や友だちを誘ってご参加ください。

また10月からは、水泳を含めた10種目のプログラムで本格的な活動をスタートしていく予定です。

会員登録とクラブハウス

なかよしクラブでスポーツを楽しむためには、まず会員登録が必要です。登録は三好中学校北校舎2階のクラブハウスで受け付けています。またクラブハウスは、皆さんの交流の場として利用でき、お茶を飲んだり、お話をしたりすることができ、お気軽にお越しください。



交流の場となるクラブハウス

地域再生とスポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブは、町民自らが企画・運営を行い、町内の全中学校区での設置を目指しています。これが地域交流の再生の契機となるように、町もクラブを積極的に支援していきます。また町の施設を有効利用し「ハッラツさ」を創造することで地域の再生を図るために「ハッラツ地域再生計画」として6月に、国から地域再生計画の認定を受けました。（24ページ参照）

◆なかよしクラブ体験講座スケジュール表（7月～9月）

○：9時30分～11時30分 ★：13時30分～15時30分

種目	月	7月										8月			9月							
		3	4	10	11	17	18	24	25	31	1	28	29	4	5	11	12	18	19	25	26	
レクリエーション	中部	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		
インディアカ	小学校	★		★				★		★			○		○		○		○		○	
みんなでスポーツ	三好 中学校		○		○				○		スポーツフェスティバル		○		○		○					○
ソフトバレーボール			★		★			★					★		★		★					★
バスケットボール			○		○			○					○		○		○					○
テニス			○		○			○					○		○		○					○
卓球			○		○			○					○		○		○					○
燃焼系ダンス			○					○		○			○		★		★					
グラウンド・ゴルフ		○					○				○		○		○						○	

◆なかよしクラブ活動プログラム（10月以降の活動日程は後日お知らせします）

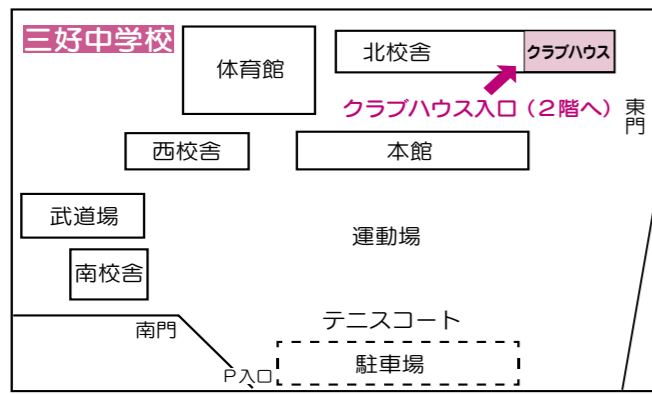
種目	レクリエーション	インディアカ	水泳 ※10月から	みんなでスポーツ (親子体操)	燃焼系ダンス (エアロピクス・健康体操・3B体操など)	グラウンド・ゴルフ
対象	小学生以上	中学生以上	小・中学生	幼児とその親	小学生以上	どなたでも
会場	中部小学校 (運動場・体育館)	中部小学校 (体育館)	三好スイミング アカデミー	三好中学校(武道場)		三好中学校(運動場)
曜日	土曜日		日曜日または土曜日			日曜日

種目	バスケットボール	ソフトバレーボール	テニス(硬式・ソフト)	卓球
対象	小学5年生以上	小学生以上		
種目	三好中学校(体育館)		三好中学校(テニスコート)	三好中学校(南校舎3階)
曜日	日曜日			

◆クラブ会員募集と申込方法・会費・問い合わせ先

- ▶申し込み=入会申込書（三好中学校北校舎2階クラブハウス、総合体育館で配布）に必要事項を記入し、会費を添えて、なかよしクラブ事務局（クラブハウス）へ直接
- ▶受付時間=次のとおり
平日 午後1時から5時まで
土・日曜日 午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く)

- ▶休館日=月曜日
- ▶クラブ会費=下表および次の①②のとおり
①7月から9月までの体験講座は、登録料とスポーツ安全保険料のみ必要
②10月からは半期(前期:4月から9月まで、後期:10月から3月まで)ごとの受講料が必要
- ▶そのほか=後期講座の募集は、9月1日(水)から開始
- ▶問い合わせ=『なかよしクラブ』事務局へ電話、ファクス(☎・📠)(34)1771)、または直接



区分	登録料(年間)	スポーツ安全保険(年間)	受講料(半期ごと)
幼児から中学生まで		500円	2,500円
一般(高校生以上)	2,500円	1,500円	※水泳は15,800円
60歳以上		800円	

スポーツの祭典へ行こう！

- なかよしクラブの楽しさを体験してもらう場として「スポーツフェスティバル」を開催します。
- ▶とき=8月1日(日)午前9時から午後1時まで
- ▶ところ=三好中学校
- ▶対象=どなたでも可
- ▶参加費=1人100円(保険料含む)。ただし、クラブ会員は無料。その場で入会可
- ▶申し込み=当日会場で随時受付
- ▶そのほか=運動のできる服装、体育館シューズ持参。雨天の場合は、室内種目のみ開催。駐車場に限りがありますので、乗り合わせなどでお越しください。



場所	時間	9:00	10:00	11:00	12:00
体育館		バスケットボール	レクリエーション(キンボール・ドッチビーなど)		
		ソフトバレーボール	インディアカ		
武道場		親子体操	燃焼系ダンス(健康体操・3B体操など)		
南校舎3階ホール		卓球			
運動場		球技(サッカー・ドッジボール・キックベースボールなど)			
		グラウンド・ゴルフ			
テニスコート		テニス			

平成16年度の 介護保険料はこうなります

65歳以上の皆さんへ

▶ 問い合わせ＝高齢福祉課介護保険係

☎ (32)8009 FAX (34)3388

✉ koureifukushi@town.miyoshi.aichi.jp

介護保険制度は、40歳以上の皆さんに納めていただく保険料と国、県、町の負担金である公費を財源にして、各市町村が運営しています。そして、介護や支援を必要とする人が、費用の一部（原則として1割）を支払ってサービスを利用し、65歳以上の介護保険料は、お年寄りの人口や介護サービス量の見込みなどにより、3年ごとに見直すことになっています。

第2期(平成15年度～17年度)の介護保険料は、第1期(平成12年度～14年度)の介護保険の給付状況と第2期の給付見込みから算定し、第1期の保険料と同じ基準額の月額2,690円に据え置きにしています。



あなたの介護保険料は

平成16年度に納める介護保険料は、平成15年中の所得や平成16年度の町民税の課税状況によって決まります。「はい」または「いいえ」を選択して進むと、あなたの平成16年度の年間保険料が分かります。

生活保護を受けていますか？

はい

いいえ

町民税が課税されていますか？

いいえ

はい

世帯の中で町民税が課税されている人はいますか？

いいえ

はい

合計所得金額が200万円以上ですか？

いいえ

はい

老齢福祉年金を受けていますか？

はい

いいえ

所得区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
所得の状況	生活保護を受けている人 老齢福祉年金を受けている人で、町民税が非課税世帯の人	世帯全員が町民税非課税世帯の人	本人が町民税非課税世帯の人	本人が町民税の納付義務者で、合計所得金額が200万円未満の人	本人が町民税の納付義務者で、合計所得金額200万円以上の人
保険料率	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5
年額保険料	1万6,100円	2万4,200円	3万2,200円	4万300円	4万8,400円

◆保険料の納付方法は？

年金の受給額によって、特別徴収と普通徴収の2種類に分けられます。

納付方法	対象	納付の仕方など
特別徴収	平成16年4月1日現在、65歳以上で、老齢年金、退職年金の受給額が月額18万円以上の人	4月以降、年金を受給する偶数月に、2カ月分の保険料を年金から天引 ※今年初めて特別徴収になる人は、10月以降の天引きになります。
普通徴収	老齢年金、退職年金の受給額が月額18万円未満の人 老齢福祉年金、障害年金、または遺族年金のみを受給している人 平成16年4月2日以降に、65歳になった人 平成16年4月2日以降に、三好町に転入した人	8月から平成17年3月までの8カ月間、三好町が送付する納付書により納付、または口座振替 ※転入前の市区町村で特別徴収であった人も、1年目は普通徴収になり、翌年10月から特別徴収になります。

◆保険料の納付時期は？

特別徴収と普通徴収では納付期日が異なります。

8月上旬にそれぞれ保険料の納付通知書を送付しますので、納期限までに必ず納付してください。

【特別徴収の仮徴収】

保険料は、前年(平成15年中)の所得や町民税の課税状況によって決まります。そのため、前年の所得金額などが確定するまでの4月から8月までの期間は、保険料の所得区分を決めることができません。

そこで、前々年(平成14年中)の所得により、仮の額を徴収することになります。これが「仮徴収」です。

なお年額保険料は、8月に確定します。10月以降は、年額保険料から仮徴収で納付した分を差し引いた額を「本徴収」として徴収します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	仮徴収		仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収	
納期	4/15		6/15		8/13		10/15		12/15		2/15	
普通徴収					本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収
納期					8/31	9/30	11/1	11/30	12/27	1/31	2/28	3/31

◆そのほか

介護保険料は、介護を必要とする人を支える大切な財源です。滞納する人がいると、財政が厳しくなり、健全な運営に支障をきたすこととなりますので、必ず納付してください。

介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- ① 1年以上滞納すると→ 介護サービスを受ける時に、サービスにかかった費用の全額（通常は原則として1割負担）を利用者が負担することになります。また保険により給付される費用の9割は、申請により後で支払われます。
- ② 1年6カ月以上滞納すると→ 介護サービスを受ける時に、サービスにかかった費用の全額を利用者が負担することになります。また保険により給付される費用の一部、または全部は、一時的に差し止めになります。